

ため池の総合対策について

1 要旨・目的

県では、豪雨、洪水等に起因するため池の決壊等による災害の未然防止を目的として、ハード・ソフト両面からの「ため池の総合対策」を推進しており、その取組状況について報告する。

2 現状・背景

平成30年7月豪雨では、多くの農業用ため池の決壊・損壊等により、下流への被害が発生したことから、県では平成31年3月に「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定し、国の「ため池対策関係法※」に基づき、浸水想定区域図の公表などの迅速な避難行動に繋がる対策や、届け出による利用実態の把握及び補強・廃止などの防災工事を進めている。

※ ため池の適正な管理を図るため、所有者等の届け出の義務化等を定めた「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月施行）」（以下、「ため池管理保全法」という。）及び防災工事を集中的かつ計画的に推進するため、国の財政的な措置等を定めた「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月施行）」（以下、「ため池工事等特措法」という。）をいう。

3 概要

(1) 対象者

ため池管理者等

(2) 事業内容（実施内容）

ア 農業用ため池の実態把握（ため池管理保全法に基づく届出等）

（ア） 農業用ため池の届出書の提出

決壊した場合に人や公共施設への被害のおそれがある防災重点ため池についてすべての池で管理者の存否確認を終え、6,270箇所（100.0%）の届出書が提出された。

防災重点ため池以外のため池についても、市町と連携して、令和5年度までにすべての池で管理者の存否確認を終え、15,128箇所（100.0%）の届出書が提出された。

項目	届出対象数①	提出状況（令和6年5月末）	
		箇所数②	割合（②/①）
農業用ため池の届出	15,128 箇所	15,128 箇所	100.0%
うち防災重点ため池	6,270 箇所	6,270 箇所	100.0%

※農業用ため池のうち、市町所有（617箇所（うち防災重点ため池、273箇所））及び市町等が現状把握や安全対策等を行う管理者等が不明なため池（767箇所（うち防災重点ため池、215箇所））を除く。

イ 防災工事の推進と管理体制の強化

(ア) 農業用水源として利用するため池（診断、補強工事）

防災重点農業用ため池の劣化診断等について、令和3～5年度の3年間で国が所有する5箇所のため池を除き6,753箇所の診断を完了した。今後、診断結果等に基づき、市町と連携し、防災工事等推進計画を作成し、被災した場合に下流への影響が大きい箇所を優先して、補強工事を進めていく。

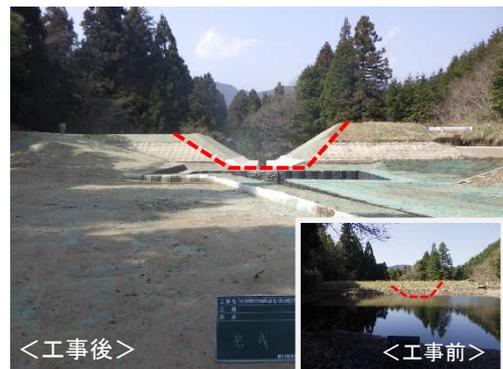
令和元年度以降、防災重点農業用ため池の補強工事について、65箇所着手し11箇所完了している。今後も市町と連携し、防災工事の推進を図る。



劣化診断の実施状況（東広島市）

(イ) 農業用水源として利用しなくなったため池（廃止工事）

これまで、214箇所のため池廃止工事を完了しており、本年度は防災重点農業用ため池98箇所（うち工事中13箇所）について、事前に水位を下げるなどの安全確保を図ったうえで、引き続き、市町と連携して、権利関係の調整や、建設事業者の確保に向けた取組を行いつつ、廃止工事を進めていく。



ため池廃止工事（広島市）

(ウ) 管理体制の強化

「広島県ため池支援センター」では、防災重点農業用ため池を対象に健全度の低い箇所等のパトロール（約420箇所）や、管理者の主体的な管理を促すための研修（約10箇所）を行っている。

今後も引き続き管理体制の強化に向けた取組を進める。



管理者研修状況（東広島市）

(3) スケジュール

対策期間 平成30年度～令和12年度

(4) 予算（国庫・単県）

2,926,145千円

（令和5年度補正747,146千円＋令和6年度当初2,178,999千円）